

## 入札要望に係る札幌市との意見交換(発言要旨)

1 日時 平成24年3月5日(月) 13:30~15:15 ビルメン会館 2階 役員会議室

2 出席者

- (1) 札幌市 … 新谷財政局理事、上野管財部長、廣川契約管理課長、宮武係長
- (2) 道協会 … 山田会長、逸見副会長、岡田副会長、大塚経営研究委員長、  
伏木経営研究副委員長、川口札幌地区協会長、(石田局長、及川次長)

3 発言要旨

(1) 新谷財政局理事あいさつ

このような形での幅広い意見交換を、今後とも継続してさせていただきたい。

(2) 山田会長あいさつ

この度のような意見交換は、初めてですがよろしくお願いいたします。

### 【上野部長】

1 入札価格の決定方法について

① 本年1月、国交省の「建築保全業務積算基準」の労務単価で積算するよう、発注8部局に文書で通知した。

② 併せて、1月に最低制限価格の引き上げに伴う、発注部局の担当者向けの事務説明会を5回開催した。

24年度の入札は始まったばかりですが、何かご意見などあるでしょうか。

### 【逸見副会長】

予定価格のほぼ85%になっているとは聞いているが、もともと昨年の予定価格の85%で積算がされていないと聞いている。

当協会のホームページ等で、会員に対し、市が最低制限価格を引き上げたことをアナウンスしているが、これに基づき入札した会員が失格したら、アナウンスの信憑性が問われる。

### 【上野部長】

清掃業務は指名競争入札で行っているが、指名通知で最低制限価格の引き上げの文書も同封している。入札が全部終わった段階で積算のチェックを行うが、何か情報が有れば連絡してほしい。

### 【岡田副会長】

当協会は入札に係るアンケート調査を行っているが、個々の事例を公表しないから、具体的に教えてほしいとお願いしているので、具体的な事例を教えることはできないが、過去はどうであったかというより、これからは規程に基づきしっかりやっていただきたいということである。

次の事項にも関係することであるが、国交省の積算基準が平成21年に変更になり、「これによらないものは見積もりによる」という一文が加わったが、この見積もりによるものを具体的に説明願いたい。

### 【宮武係長】

「積算基準に基づく見積もりによる」という部分については、定められていないもので、市販図書だとか、一平米当たりとか、その他経費でよっぽど積算ができないものは、参考見積もりで一式という形で出てきているものには、その他経費で整理している。

**【岡田副会長】**

その他経費は70%で積算するということですね。実態を今年のアンケートで調査し、来年の要望として整理したい。

**【上野部長】**

2 最低制限価格率の引き上げと最低賃金改定に伴う契約の見直しについて

最低制限価格の引き上げについては、本年1月に、適用業務に「建物のボイラー等設備運転・監視業務」を追加し、算定式は積算体系に応じた積上方式に変更した。平均で84~85%の確保は可能と考えている。

「最低賃金改定に伴う契約の見直しについて」の要望は、最低賃金が数円単位で上がっていた従前から要望していたのですか。

**【山田会長】**

ここ数年大幅な改定があり、実施時期も10月であることから、年度途中での契約金額の見直しを要望している。また、改定の実施時期を翌年4月からにしてほしいとの要望も国にしている。

**【上野部長】**

市は、最賃で積算している訳ではなく、あくまで労務単価で積算しているので、最賃が改定になっても十分にのみ込めると考えているので、年度途中での契約の見直しは行っていない。積算基準の労務単価が改定されれば契約の見直しを考える。

**【上野部長】**

3 履行要件・参加要件の徹底と厳正な審査の実施について

業務の契約は、殆どが指名競争入札で行っているが、法令遵守は当然のことであり、違反した場合は参加停止、契約解除などとなる。最賃を支払っていない事例があるのか。

**【逸見副会長】**

この要望は、市ではないが、北大病院で不適格業者による法令違反事例があったことから、不良、不適格業者を排除するために履行要件の厳正な審査を要望している。

**【上野部長】**

一般競争入札であれば入口の要件を定めてチェックすればよいが、指名競争入札の場合は市が指名した責任があるので、事前に審査しなければならない事務量があるので、要望の趣旨は分かるが簡単にはいかない。健康診断の実施は50名以上の企業に義務付けられているが、今後審査方法を詰めていきたい。

**【新谷理事】**

一般競争入札にするというのは、皆さん方としてはどうでしょうか。指名競争の場合、指名する側の責任があるので、現局発注の中で全部事前チェックするのも難しく、一般競争入札であれば、事前に要件を設定することで対応ができ、それに反した場合ペナルティも科せられる。

**【岡田副会長】**

業者として、指名競争入札の方が有り難いが、指名の時は会社として税金を払っているかなどの企業に対する審査で、私たちが要望しているのは、現場の従業員に対する賃金や健康診断などの履行を確認してもらいたいということである。労働局からも労災事故が増加しており、健康診断をきちんとやるよう要請されている。

**【逸見副会長】**

先ほどの一般競争入札ですが、企業として道外の業者を除外して行うのであればよいと思う。  
下関市で県外、市外業者を除いて実施している。

**【上野部長】**

札幌市がやる場合、道外という理屈が合わなく、市外の業者を除くということになる。  
市長も地域内循環、市内循環を考えているので、検討は可能である。  
一般競争入札は、市として指名の事前の調査が必要なく、要件を設定するだけで足りる。

**【宮武係長】**

建物清掃業の知事登録は義務ではなく、登録しなくても清掃業務ができ、また、質の確保がないということにもならない。

**【上野部長】**

実態として、競争入札参加資格者（建物清掃業）の内、Aランクの殆どが知事登録業者であるが、Cランクでは半数以下である。

**【岡田副会長】**

知事登録業者は、それなりの整備がなされ、監督者も配置され品質が確保される。

**【逸見副会長】**

札幌市立病院でも不良、不適格業者が落札し、途中で業務を投げ出した事例がある。

**【上野部長】**

4 業務実施計画書の提出の義務化について

積算内訳書、従事者配置計画書等の提出を、これまでの建物清掃のほか、24年度発注分より、ボイラー等運転・監視業務に拡大している。

積算内訳書の記載項目については、24年度発注分から、業務管理費及び一般管理費について、ご要望の趣旨に沿って必要最低限の項目に改めている。

5 検査及び評価の実施について

不良、不誠実な業者については、ペナルティを科す姿勢は持っているが、たまたまではあるが、そのような情報は部局から上がってきていない。

「検査」、「評価」については、発注を原部局で行っているので、それぞれで行うのは難しい。  
これについては、研究をしていきたい。

実際のところ、業界の中で仕事のやり方が仕様と違って不足しているということはあるのですか。

**【山田会長】**

特別清掃などのワックス掛けで、剥離をしないで掛けているケースなどがあるので、これらの検査、評価をする制度を設けていただきたい。全国協会でインスペクター制度を設けており、札幌市立病院、岡崎私立病院などでも活用している。この制度の2級Pの資料等を提供する。

**【上野部長】**

6 3年以上の複数年契約の実施について

これについては、市は全く考えていない訳ではないが、建物清掃はWTO案件であり、48月分でWTOの適用基準額以上になるかをみて判定することになる。例えば、24年度から2,500万円以上になるので、予定月額×48月が2,500万円より小さくなければ、全てWTO案件になる。それを計算すると年間625万円位のものが複数年契約するとWTO案件になる。

従って、私どもとしては、本当に複数年契約がいいのですかという確認もしたい。

**【山田会長】**

1年契約では、従業員の継続雇用や企業としても安定的な経営が難しい。

**【上野部長】**

市としては、清掃業務については、複数年契約は業界のためにならないと考えている。

以上が、入札要望に対する現時点での市の考え方であり、勿論これが最終回答ではないので、今後も、意見交換をさせていただきたい。

**【新谷理事】**

本日、いろいろなご指摘があった点などについて、今後もフォローアップためのこのような意見交換の場を設けていきたいと考えており、皆様から声がかかればそれに応えていきたい。

1年後に向けて、検査については宿題になっているので、予算要求の時期に合わせ秋口までには方向性を出したい。

また、改めてこのような機会をお願いしたい。